同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{17} ＝ 0.016
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01577
E_{21} ＝ 0.01678
E_{22} ＝ 0.01679
E_{23} ＝ 0.01686
E_{24} ＝ 0.01710
E_{25} ＝ 0.01751
E_{26} ＝ 0.01823
E_{27} ＝ 0.016
E_{28} ＝ 0.0162
E_{29} ＝ 0.0162
E_{30} ＝ 0.01634
$E_{令元}$ ＝ 0.01628
$E_{令2}$ ＝ 0.01288
$E_{令3}$ ＝ 0.01304
$E_{令4}$ ＝ 0.00207
$E_{令5}$ ＝ 0.00285
$E_{令6}$ ＝ 0.00431

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25} ＝ 0.01751
G_{26} ＝ 0.01823
G_{27} ＝ 0.016
G_{28} ＝ 0.0162

同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{16} ＝ 0.018
E_{17} ＝ 0.016
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01580
E_{21} ＝ 0.01679
E_{22} ＝ 0.01682
E_{23} ＝ 0.01689
E_{24} ＝ 0.01719
E_{25} ＝ 0.01762
E_{26} ＝ 0.017
E_{27} ＝ 0.016
E_{28} ＝ 0.0162
E_{29} ＝ 0.0163
E_{30} ＝ 0.01637
$E_{令元}$ ＝ 0.01282
$E_{令2}$ ＝ 0.01291
$E_{令3}$ ＝ 0.00086
$E_{令4}$ ＝ 0.00207
$E_{令5}$ ＝ 0.00285

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25} ＝ 0.01762
G_{26} ＝ 0.017
G_{27} ＝ 0.016
G_{28} ＝ 0.0162